

■国民年金保険料を納めることができないときは 免除・納付猶予制度を ご利用ください

【お問い合わせ・申請先】

市健康増進課年金担当
(市役所1階③番窓口)
TEL32・4120/FAX35・0173

平成24年度の国民年金保険料は月額14,980円ですが、経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合は、申請により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

①免除（全額免除・一部免除）

本人・世帯主・配偶者の所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が全額免除または一部免除されます。

	所得基準の目安	月々の保険料	老齢基礎年金額
全額免除	(扶養親族の数+1)×35万円+22万円	全額が免除	1/2が反映
3/4免除	78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	3,750円	5/8が反映
半額免除	118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	7,490円	3/4が反映
1/4免除	158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	11,240円	7/8が反映

免除申請する年度またはその前年度に退職（失業）した方は、ご本人の所得状況を除外して審査が行われます。雇用保険受給資格者証、離職票などの写しを提出してください。

②若年者納付猶予申請

30歳未満の方で本人・配偶者前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。

③学生納付特例申請

※学生証（コピーでも可）をご提示ください。

学生で本人の前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。

◆保険料の追納◆

保険料の免除や納付猶予を受けた期間は、10年以内であれば後日、保険料を納めること（追納）ができます。ただし承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納すると、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

市税務課では、税務証明書（納税証明、評価証明、所得証明など）の交付申請時に、左記書類による申請者の方の本人確認を実施しています。この確認は、他人が不正に証明書を取得することを防止し、個人情報を保護するために行うものです。ご理解とご協力をお願いいたします。

税務証明書の交付申請時に 本人確認を実施

【本人確認を行うための主な書類】

- 運転免許証
- 住民基本台帳カード
- 年金手帳（証書）
- 健康保険証
- 外国人登録証明書
- 身体障害者手帳
- 介護保険証
- 旅券（パスポート）
- 療育手帳
- その他官公署が発行した免許証または資格証明書など

【代理申請される場合に必要な書類】

- 証明が必要な方の委任状（個人の場合は認印、法人の場合は代表者印を押印）
- 代理で申請される方の本人確認ができる書類

※郵送で交付請求される場合についても、請求者本人の確認ができる書類（運転免許証、健康保険証などの写し）を必ず同封してください。

【お問い合わせ先】市税務課（市役所1階）

TEL32・2115または32・3821
FAX33・3401